

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口	082-221-9206
消費者ホットライン ※お近くの市町村や関係機関の相談窓口につながります。	188
鳥取県消費生活センター（西部消費生活相談室）	0859-34-2648
（公財）日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス鳥取	050-3383-5495
法テラス倉吉	050-3383-5497
鳥取県弁護士会「クレ・サラ無料法律相談」（予約受付）	0857-22-3912
鳥取県司法書士会	0857-27-4168

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
鳥取県司法書士会	0857-24-7013
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談	0570-001-240

市区町村の相談窓口

鳥取市	消費生活センター（市民総合相談課）	0857-20-3863
米子市	消費生活相談室（市民二課）	0859-35-6566
倉吉市	市民生活相談窓口（地域づくり支援課）	0858-22-2717 0858-22-3000 （中部消費生活センター）
境港市	消費生活相談室（水産商工課）	0859-47-1106
岩美町	消費生活相談窓口（総務課）	0857-73-1444
若桜町	消費生活相談窓口（町民課）	0858-71-0822
智頭町	消費生活相談窓口（総務課）	0858-71-0059
八頭町	消費生活相談窓口（企画課）	0858-84-1230
三朝町	消費生活相談窓口（総務課）	0858-43-1111 0858-22-3000 （中部消費生活センター）
湯梨浜町	消費生活相談窓口（産業振興課）	0858-35-5382 0858-22-3000 （中部消費生活センター）
琴浦町	消費生活相談窓口（町民生活課）	0858-52-1704 0858-22-3000 （中部消費生活センター）
北栄町	消費生活相談窓口（町民課）	0858-37-5866 0858-22-3000 （中部消費生活センター）
日吉津村	消費生活相談窓口（住民課）	0859-27-5951
大山町	消費生活相談窓口（住民課）	0859-54-5210
南部町	消費生活相談窓口（町民生活課）	0859-64-3781
伯耆町	消費生活相談窓口（住民課）	0859-68-3115
日南町	消費生活相談窓口（住民課）	0859-82-1112
日野町	消費生活相談窓口（産業振興課）	0859-72-0336
江府町	消費生活相談窓口（住民生活課）	0859-75-3223
鳥取中部ふるさと 広域連合事務局	中部消費生活センター（環境福祉課）	0858-22-3000

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件
を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施していま
す。

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務
について相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以
下であれば、代理人として任意整理等の交渉をするこ
とができます。